

行田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例など 17 議案を可決・承認・同意



議 場 風 景 (6月定例会)

6月定例会には、市長提出議案17件が提出され、すべての案件を原案のとおり可決・承認・同意するとともに、諮問1件を適任としました。

また、議員提出議案3件が提出され、いずれも否決しました。

主な議案の内容は次のとおりです。

市長提出議案

例 税制改正に伴う 条例の改正等

○行田市税条例等の一部を改正する条例 (原案可決)

法令の一部改正に伴う改正点は、①個人住民税の基礎控除等の見直し及び非課税措置の所得金額要件の改正、②法人市民税に係る地方税関係手続を電子情報処理組織による申告義務とすること、③市たばこ税の税率の引き上げ等、④固定資産税の課税標準の特例措置の改正等であり、本市においても所要の改正を行うものである。

〔主な質疑〕

問 市たばこ税を段階的に引き上げていくとのことであるが、税収見込みは。

答 平成29年度の決算見込み額により試算した場合、引き上げの最終年度である平成33年度において約500万円の増を見込んでいる。

○行田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (原案可決)

児童保育の設備及び運営を定めた国の省令が改正され、児童保育に従事する職員の資格要件の明確化及び拡大がなされた。これにより、本市においても国の規準と同様の規準とするため、条例の一部を改正するものである。

〔主な質疑〕

問 教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者であるが、この免許状とは何か。

答 学位と教職課程での単位取得を経て申請により授与される普通免許状、社会的経験を有する者に教員職員検定を経て授与される特別免許状、及び普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、教員職員検定を経て授与される臨時免許状の3種類である。

問 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたものとあるが、具体的にどのようなものか。

答 これまででは高等学校を卒業していなければ、長年児童保育に従事していても放課後

児童支援員の資格要件そのものがなく状況であったが、この状況について、地方自治体が国に対し、高等学校を卒業していなくても支援員の資格要件を得ることができるよう要望し、その結果、今回の改正となったものである。

○行田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例 (原案可決)

法令の改正に伴い、指定居宅介護支援事業者の指定等の権限が都道府県から市町村に移譲されたことにより、本市においても指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものである。

〔主な質疑〕

問 市内の指定居宅介護支援事業者の実態は。

答 平成30年4月1日現在、埼玉県から指定を受け居宅介護支援事業を行っている事業所は16カ所あり、今回の権限移譲に伴い、事業所の所在市町村にて引き継いだものである。

○行田市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び